

●香川県警察本部告示第3号

香川県警察公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月10日

香川県警察本部長 岡 部 正 勝

香川県警察公印規程の一部を改正する規程

香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～4 略				1～4 略			
5 質屋営業法 （昭和25年法 律第158号）	第20条第 <u>1項</u>	<u>盗品等の品触れの</u> 発出	略	5 質屋営業法 （昭和25年法 律第158号）	第21条第 <u>1項</u>	<u>ぞう物の品触の発</u> 出	略
6～36 略				6～36 略			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～5 略				1～5 略			
6 質屋営業法 （昭和25年法 律第158号）	第20条第 <u>1項</u>	<u>盗品等の品触れの</u> 発出	略	6 質屋営業法 （昭和25年法 律第158号）	第21条第 <u>1項</u>	<u>ぞう物の品触の発</u> 出	略
7～27 略				7～27 略			

附 則

この規程は、令和元年12月14日から施行する。